

第 8 章

計画の推進体制

第8章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

1 「札幌市介護保険事業計画推進委員会」の設置

「市町村介護保険事業計画」の策定にあたっては、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとなっています（介護保険法第117条第11項）。

これを受けて、公募による市民の代表6人を含む、保健・医療・福祉の関係団体や学識経験者など23人で構成する「札幌市介護保険事業計画推進委員会」を設置し、本計画について協議しました。

また、今後は、委員会に適宜、取組・事業の進捗状況を報告し、計画全体を検証していきます。

(1) 設置根拠

<札幌市介護保険条例(平成12年条例第25号) 抜粋>

(介護保険事業計画推進委員会)

第2条の2 計画の推進を図り、介護保険事業の円滑な実施を確保するため、札幌市介護保険事業計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 計画の策定、進行管理及び評価について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 前号に定めるもののほか、介護保険事業の実施に関する重要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 委員会は、委員23人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 被保険者

(2) 学識経験者

(3) 保健、医療又は福祉の関係者

(4) 介護サービスの提供に携わる者

(5) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、3年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 委員会はその定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

<札幌市介護保険事業計画推進委員会規則(平成26年規則第72号)>

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市介護保険条例(平成12年条例第25号。以下「条例」という。)第2条の2第9項の規定に基づき、札幌市介護保険事業計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の委員会に相当する合議体の委員長又は副委員長である者は、それぞれこの規則の施行の日に委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

3 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の委員会の部会に相当する合議体の部会の委員又は部会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に委員会の部会の委員又は部会長として指名され、又は定められたものとみなす。

(2) 委員名簿

氏名	所属団体等	備考
荒木美枝	北海道看護協会 専務理事	～令和4年(2022年)8月
◎池田望	札幌医科大学 保健医療学部 作業療法学科 教授	
出田かずえ	市民委員(公募)	
大石純	札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長	令和5年(2023年)6月～
太田秀造	札幌市医師会	
柏浩文	札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長 兼 人材確保戦略担当部長	～令和5年(2023年)6月
加藤浩志	北海道認知症グループホーム協会 副会長	
河本タカ子	札幌市民生委員児童委員協議会 副会長	～令和5年(2023年)6月
木浪江里子	札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会 幹事	
小林恒男	札幌市老人クラブ連合会 常任理事・事務局長	～令和5年(2023年)6月
斉藤浩司	市民委員(公募)	
齋藤ルミ子	市民委員(公募)	
貞本晃一	北海道老人保健施設協議会 理事	
瀬戸雅嗣	札幌市老人福祉施設協議会 顧問	
高橋一行	札幌歯科医師会 理事	
高橋誠	札幌市老人クラブ連合会 常任理事・事務局長	令和5年(2023年)6月～
田中かおり	北海道看護協会 専務理事	令和4年(2022年)9月～
田村優実	市民委員(公募)	
土肥勇	札幌市医師会 理事	～令和5年(2023年)8月
長崎亮一	札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長	
額村美知子	市民委員(公募)	
橋本茂樹	札幌市医師会 理事	令和5年(2023年)8月～
早坂みどり	札幌市厚別区第1地域包括支援センター センター長	
○林美枝子	日本医療大学 総合福祉学部 介護福祉マネジメント学科 教授	
平野美里	札幌弁護士会	
光崎聡	連合北海道札幌地区連合会 副事務局長	
向俊孝	札幌市民生委員児童委員協議会 副会長	令和5年(2023年)6月～
横山勲	市民委員(公募)	

※ ◎：委員長、○：副委員長(50音順、敬称略)